

令和5年11月21日

戸田市議会議長 竹内正明様

提出者 議会改革特別委員会
委員長 三浦芳一

戸田市議会会議規則の一部を改正する規則の提出について

上記のことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6項及び戸田市議会会議規則第14条第2項の規定により、裏面のとおり提出します。

委員会提出議案第1号

戸田市議会会議規則の一部を改正する規則

戸田市議会会議規則（昭和47年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
目次 第1章～第4章（略） 第5章 規律（第151条— <u>第159条</u> ） 第6章 懲罰（ <u>第160条—第165条</u> ） 第7章 協議又は調整を行うための場（ <u>第166条</u> ） 第8章 議員の派遣（ <u>第167条</u> ） 第9章 補則（ <u>第168条</u> ） 第1条～第151条（略） <u>（携帯品）</u> <u>第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</u> <u>2 何人も議場に入る者は、見苦しくない服装をしなければならない。</u> <u>第153条～第168条</u> （略） 附 則（略） 別表（ <u>第166条関係</u> ）（略）	目次 第1章～第4章（略） 第5章 規律（第151条— <u>第158条</u> ） 第6章 懲罰（ <u>第159条—第164条</u> ） 第7章 協議又は調整を行うための場（ <u>第165条</u> ） 第8章 議員の派遣（ <u>第166条</u> ） 第9章 補則（ <u>第167条</u> ） 第1条～第151条（略） <u>第152条～第167条</u> （略） 附 則（略） 附 則 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u> 別表（ <u>第165条関係</u> ）（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年11月28日提出